

定款の一部改正等について

平成 26 年 12 月 19 日
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

1. 改正の趣旨

去る 5 月 30 日付けで、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が公布され、投資型クラウドファンディング等に関する内容について、今後、1 年以内に政令で定める日をもって施行されることとされた。

このため、本協会としては、同法律の施行にあわせて、定款、業務規程、定款の施行に関する規則などについて、所要の改正を行う。

2. 改正の骨子

① 定款の一部改正案について

- ・ 新たに電子募集会員（第二種少額電子募集取扱業者）の会員区分を設け、正会員と電子募集会員をもって、本協会の会員（一般社団法人法上の社員）とする。（4 条、5 条）
- ・ 正会員と同様に、電子募集会員について、目的（7 条）、業務（8 条）、会費（13 条）、届出及び報告事項（15 条）、資料の提出等（16 条）、監査（17 条）、入会の承認（19 条）、脱退の承認（22 条）、処分（23 条）、などについて、所要の改正を行う。
- ・ 会員総会の議決権について、正会員は 2 個、電子募集会員は 1 個とする。（12 条）
- ・ 会員代表者代理人の届出は、任意とする。（14 条）
- ・ 賛助会員等について、正会員と誤認されるような名称の使用・表示を禁止する規定を整備する。（18 条）
- ・ 電子募集会員から正会員に移行する際の会員区分変更手数料の納入の規定を整備する。（21 条の 2）
- ・ 公益理事等の報酬等の支払規程を定める旨の規定を整備する。（43 条）
- ・ その他、所要の改正を行う。

② 業務規程の一部改正案及び定款の施行に関する規則の一部改正案について

- ・ 定款の一部改正に伴い、電子募集会員について、所要の改正を行う。

③ 会費及び入会金に関する規則の一部改正案について

- ・ 電子募集会員は、年会費を 30 万円とする。(2 条)
- ・ 電子募集会員は、入会金を 50 万円とする。また、正会員は、入会金(100 万円)を 2 年に分けて分割納付できる規定を整備する。(9 条)
- ・ 同一グループ内の正会員及び電子募集会員について、入会金の納付の免除・軽減の規定を整備する。(10 条)
- ・ その他、所要の改正を行う。

④ 基金取扱規則の一部改正案について

- ・ 本協会の安定的な業務運営に資するために使用できるよう、基金の使用目的について、規定を改正する。(2 条)

⑤ 公益理事等の報酬等及び費用に関する規程の整備について

- ・ 公益理事等の報酬等の支払規程を定める旨の定款改正(43 条)を受けて、規程を整備する。

⑥ 経理規則の一部改正案及び入会金取扱規則の整備について

- ・ 入会金に関する会計について、規定を改正する。(31 条、32 条)
- ・ 入会金取扱規則について、規程を整備する。

3. 施行の時期

- ・ この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律 44 号)附則第 1 条本文に規定する日から施行する。ただし、一部については、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

以 上

※ 第二種少額電子募集取扱業務に関する自主規制規則の整備等については、別途、検討を行う。